

# 処方箋の表記変更について

2016年より当院の処方箋が『銘柄名処方』から『一般名処方』となっております。処方箋の記載方法は変わりますが、調剤薬局で今までと同じ薬を受け取ることができます。

## ◆『一般名処方』とは

① 処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名(有効成分の名所)で記載して処方することを『一般名処方』といいます。

② 厚生労働省が示している記載方法に準じて、  
【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」で記載されます。

※よく似た名称の薬がため薬品の後に(先発品〇〇)と記載しているものもあります。

### 一般名で記載

【般】〇〇錠△mg 1錠  
分1 朝食後 7日分



## ◆『一般名処方』のメリット

『一般名処方』で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担削減や医療財政の節約につながります。

ご不明な点がございましたら受付までお声掛けください。